

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

吉野川市の生産年齢人口は昭和 55 年頃の約 32,000 人をピークに減少を続け、平成 27 年（2015 年）は 22,602 人であった。社人研の推計では、今後減少傾向はさらに強まり、令和 22 年（2040 年）には 12,478 人にまで減少する見込みとなり、人口構造の変化は免れない事態である。

本市における事業所数は 1,804、うち民営事業所数は 1,722 ある。産業大分類別就業状態は医療、福祉従事者が 27.82%と最も多く、次いで卸売業、小売業従事者が 20.49%、製造業従事者が 14.43%となり、上位 3 つの産業従事者が全体の約半数を占める。産業別では第三次産業が 81.01%を占め、次いで第二次産業が 17.82%、第一次産業が 1.16%の割合となっている。（令和 3 年経済センサス活動調査速報集計）

本市では、商業・工業などの一定の集積はみられるが、近年の厳しい経済状況等により事業所数は減少しており、商工業をめぐる環境は厳しい状況にある。そこで、創業支援事業計画にワンストップ相談窓口を設け、創業支援事業者等と連携し、様々な創業時の相談・課題等の解決にあたり、市内での創業促進に努めている。また、中小企業支援施策として、市内に立地された企業への奨励金制度をはじめ、新設等事業所への転勤等による転入世帯家賃補助金、買い物支援等対策補助金、商業地域活性化支援事業補助金を設けている。

本市（阿波市を含む）の有効求人倍率は、令和 3 年度平均 0.85 倍、令和 4 年度平均 0.98 倍、令和 5 年度平均 0.81 倍と推移している。

現在、域内【徳島県吉野川市】の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、徳島県中央域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 20 件程度の先端設備導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

吉野川市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が吉野川市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

吉野川市の産業は、駅周辺から山間部まで広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、吉野川市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

吉野川市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が吉野川市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。